【令和５年度　様式】

令和５年度　総務部　行政運営方針

Ⅰ　総務部　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	37　交流・移住	1　交流の促進
2	40　公共施設	2　市有財産の利活用
3	41　行政運営	2　社会の変化に対応していく行政運営
4		3　行政サービスの最適化と利便性向上

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.1</td><td>政策分野 37</td><td>交流・移住</td><td>施策１</td><td colspan="2">交流の促進</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="4">国内の姉妹都市や本市ゆかりの自治体等との交流を促進し、相互の理解と友好を深め、市民団体や企業等の人的、経済的、文化的交流を促進し、互いの地域の活性化につなげていきます。また、被爆地などとの交流を通して、核兵器の廃絶と平和意識の醸成を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
① ゆかりの自治体等との都市間、地域間の交流の促進
・　本市と各都市を結ぶ共通の歴史や人物の情報を発信しながら、都市間交流の窓口として民間交流を支援し、その活性化を図ります。また、節目の年には、記念事業へ積極的に取り組み、歴史の再認識を効果的に促します。
・　「会津まつり」に姉妹都市など本市ゆかりの自治体を招待し、交流を推進します。
・　会津まつり協会の市民親善交流事業において、令和４年度に「郡長正ゆかりの地交流都市宣言」を締結した福岡県みやこ町等を訪問し、市民レベルでのゆかりの地との交流を促進します。

② 被爆地との交流などによる平和意識の醸成
・　広島市から被爆体験伝承者を招き、第一中学校・第二中学校・第三中学校に加え、生涯学習総合センターにおいて被爆体験講話を開催し、核兵器がもたらす悲惨さや平和の尊さを次代へ継承するとともに、市民の平和意識の更なる醸成を図ります。
・　令和２年度から被爆地である広島市と長崎市を交互に訪問することとしたものであり、本年度は広島市において、中学校の代表 13 名が平和記念式典への参列やヒロシマ青少年平和の集いへの参加を通じて、広島市及び全国の中高生等との交流を行うとともに、平和学習の成果を広く発表することにより、中学生はもとより広く市民の平和意識の醸成を図ります。
・　平和首長会議国内加盟都市会議総会に出席し、平和首長会議の取組についての協議・意見交換、加盟都市の取組についての情報交換等を行ってまいります。
・　市ホームページや市政だより等を通し、核兵器廃絶平和都市宣言事業の取組を発信し、市民の平和意識の更なる醸成を図ります。</td><td colspan="2">【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）
①　姉妹都市・親善交流都市事業／総務課／22 万円
②　核兵器廃絶平和都市宣言事業／総務課／207 万円

【部局間連携】
①　観光商工部、農政部などと連携を図りながら、ゆかりの自治体において、物産品等の販売を促進します。
②　教育委員会と連携を図りながら、ゆかりの地との教育・スポーツ交流を推進します。

【市民協働・官民連携】
①　市民団体とゆかりの地との文化交流を促進します。
②　各部局と連携を図りながら、ゆかりの地に関する情報発信や情報共有を図り、相互交流の推進と地域の活性化、市民の理解促進につなげます。
③　市民団体等が主催する平和イベントと連携し、市民の平和意識の醸成に努めます。</td></tr>
</table>

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

<table>
<tr><td rowspan="3">重点方針No.２</td><td>政策分野４０</td><td>公共施設</td><td>施策２</td><td colspan="2">市有財産の利活用</td></tr>
<tr><td>重点方針
－施策の方向性－</td><td colspan="4">土地や建物などの市有財産が持つ経済性を最大限発揮するよう、適正管理と有効活用を進めます。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重点的取組】
①　市有財産の適正な管理と未利用財産の有効活用
・　会津若松市市有財産利活用基本方針に沿って、市有財産の適正管理と有効活用を図ります。
・　未利用財産の現況を調査し、利活用上の課題等について整理したうえで、会津若松市市有財産利活用検討委員会において、個別財産ごとに利活用方針を検討します。</td><td colspan="2">【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）
①　市有財産管理事務／総務課／741 万円

【部局間連携】
①　各所属と連携し、未利用財産の把握に努めるとともに、財産管理事務担当者説明会において「公有財産管理の手引き」による研修を行い、市有財産の適正管理と有効活用に努めます。
②　会津若松市市有財産利活用検討委員会において、行政財産についての現状や課題を共有しながら、部局横断的な視点のもと、個別財産ごとに利活用方針を検討します。
③　施設の再配置や複合化を検討する公共施設マネジメント推進会議と会津若松市市有財産利活用検討委員会との連携により、その資産価値を最大限に活かす利活用方針を検討します。

【市民協働・官民連携】
①　個別財産の利活用方針及びその後の進捗状況について、市ホームページ等で公表し情報提供を図ります。また、未利用財産の現状や利活用上の課題についても、市ホームページ等での公表を通じて市民との情報共有を図り、未利用財産の更なる利活用を推進します。</td></tr>
</table>

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

重点方針No.3

政策分野４１	行政運営	施策２	社会の変化に対応していく行政運営
重点方針 －施策の方向性－	高度化及び多様化する市民ニーズや社会情勢に柔軟に対応できる体制を整えるため、市民に信頼される高い意欲と能力を持った人材を採用、育成するとともに、行政機構の最適化に向けた組織編成に努めます。		

【重点的取組】

①　不祥事の再発防止と職員の倫理意識・コンプライアンス意識の向上

・　今般の不祥事を踏まえ、内部統制を高める組織体制づくりに取り組むため、各所属の事務処理におけるリスクチェックを行い、不正行為や事務ミスを未然に防止するための事務処理手順の確立を目指します。

・　再発防止の観点も踏まえて、職員の倫理意識やコンプライアンス意識の向上を図るとともに、職場内のコミュニケーションを密にして組織力を強化します。

②　計画的な職員採用

・　職員採用を取り巻く環境が厳しくなる中、第４次定員管理計画を踏まえて有為な人材を計画的に採用していきます。

・　より有為な社会人経験者を確保する一環として、今年度は、従前の行政経験者採用枠及び氷河期世代採用枠を包含する形で、新たに社会人経験者採用枠を設けます。

・　法定雇用率を安定的に達成し、多様な人材が活躍できる職場づくりを行うため、障がい者特別枠を継続します。

③　人材育成の推進

・　令和４年度に一部改定した第３次会津若松市人材育成基本方針及び人材育成推進プラン（令和５年度～令和９年度）に基づき職員研修の充実や学習的な職場風土づくりなどを計画的・効果的に進めます。

・　職員の人材育成を推進し、組織力を高め、市民サービスの向上につなげていくため、人事評価制度を適切に運用していきます。

④　健康管理・メンタルヘルス対策の強化

・　従業員支援プログラム（ＥＡＰ）やストレスチェックの結果を積極的に活用しながら、職員のメンタル不調に対する「未然防止、早期発見、早期対応、復職支援」の強化を図ります。

・　新型コロナウイルス感染防止対策を継続することにより職員が安心して働くことのできる職場環境の整備に努めます。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　未来の働き方創造事業費／人事課／860 万円
②　行政機構の整備／人事課／0 円
③　職員採用／人事課／290 万円
④　職員研修事業／人事課／986 万円
⑤　職員管理／人事課／2,315 万円
⑥　安全衛生管理事業（福利厚生費）／人事課／2,141 万円

【部局間連携】

①　人材育成については、人材育成推進委員会において部局横断的な視点の下、人材育成推進プランの進行管理、調査研究等を行いながら推進していきます。

②　働き方改革については、働き方改革推進本部会議において庁内の情報共有や連携を図りながら推進していきます。

③　行政機構の見直しについては、関係部長会議の開催などを通して庁内の情報共有を図り、課題を共有しながら検討していきます。

【市民協働・官民連携等】

①　地元の大学、高校、専門学校等と連携、協力しながら市役所への就職、受験に関する情報発信やインターンシップの受入れなどを積極的に行い、地元に就職することについて若者の意識醸成を図りながら受験生の確保に努めます。

	⑤　働き方改革の推進 ・　持続的な行政サービスの提供を目指し、職員一人ひとりが生産性の高い働き方を実現するため働き方改革を推進し、得られた成果については全庁的に水平展開します。 ・　働き方改革の取組を通して改めて既存の事務事業の意義、必要性を問い直す機会を設けることにより、全庁的に所期の目的を達成したと考えられる事務事業の廃止、統合の検討を促します。 **⑥　行政機構の見直し** ・　限られた職員数でより効果的かつ効率的に業務遂行ができる簡素で大括りな組織体制を構築するため、令和７年度の新庁舎の供用開始を目途に行政機構の見直しについて、関係部局と連携を図りながら検討を進めていきます。	

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

重点方針No.4

政策分野４１	行政運営	施策３	行政サービスの最適化と利便性向上
重点方針 －施策の方向性－	行政事務について、ＩＣＴを有効に活用するとともに、事務の透明性を確保しながら、より一層効率的で的確な執行に努め、行政サービスの最適化を目指します。		

【重点的取組】

① **新たな個人情報保護制度の適切な運用**
令和５年４月からの改正個人情報保護法の施行後においても、従前の本市における個人情報の保護水準が低下することのないよう、市のガイドライン等に基づき、適切に個人情報を取り扱ってまいります。

② **仮庁舎での円滑な業務遂行**
仮庁舎期間中において、来庁者駐車場の確保や追手町及び栄町エリアの庁舎間の文書送達等を行いながら、市民サービスを低下させることなく行政事務の円滑な業務遂行を図ってまいります。

③ **文書事務の電子化・適正化の推進**
新庁舎の供用開始に向け、電子決裁の拡大によるペーパーレス化や、文書管理ガイドラインに基づく文書事務の適切な運用に取り組んでまいります。

④ **入札・契約制度の適正な運用及び履行の確保**
・　入札・契約における競争性、透明性、公平性のより一層の確保を図るため、関係法令等に基づく入札・契約制度の適正な運用を推進します。
・　ゼロ市債（※1）や余裕期間制度（※2）の活用等により、工事の発注・施工時期の平準化や工事の適正な履行の確保を図ります。
・　入札契約手続の透明性の向上及び入札制度の客観性の確保を図るため、引き続き、「入札等に関する有識者会議」を開催します。
・　庁内各課執行の入札・契約事務が適正に行われるよう必要な対策に取り組んでいきます。

⑤ **ふるさと納税（ふるさと寄附金制度）の取組推進**
ふるさと納税について、制度の趣旨を踏まえた上で、本市の更なるＰＲや地域活性化の観点から、返礼品の更なる拡充を図るため返礼品提供事業者の選定方法を登録制度とし、また、幅広い返礼品の提供やプロモーションの推進を図るため民間委託による体制強化を図ります。

⑥ **新庁舎供用開始に向けた取組**
・　新庁舎における効果的・効率的な管理運営を行うため、包括的な管理委託のあり方について検討を進めていきます。
・　公用車については、適正な保有台数、駐車場の確保のあり方及び民間委託も含めた維持管理の手法について検討を行い、基本的事項を定めます。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

① 新たな個人情報保護制度の適切な運用／総務課／21万円
② 仮庁舎での円滑な業務遂行／総務課／1億5,289万円
③ 電子決裁の拡大／総務課／0円
④ 文書管理ガイドラインの適切な運用／総務課／0円
⑤ 市入札・契約事務／契約検査課／635万円
⑥ 工事検査業務／契約検査課／36万円
⑦ 寄附事務（ふるさと納税等）／総務課／4,985万円
⑧ 新庁舎供用開始に向けた取組／総務課／0円

【部局間連携】

① 個人情報保護については、本年４月以降の対応について、適宜庁内周知や職員研修等を行いながら、適切に対応していきます。
② 仮庁舎期間中においても、市民サービスを低下させることなく行政事務を円滑に遂行するため、庁内連携の強化を図っていきます。
③ 電子決裁については、マニュアルの充実を図りながら、庁内各課と連携し拡大を図っていきます。
また、文書管理ガイドラインについては、庁内各課の取組状況を確認しながら、より適切な運用を図っていきます。
④ 財務部、工事主管部局との連携により、工事の発注・施工時期の平準化を推進します。
⑤ 観光商工部、農政部などと連携し、返礼品の更なる拡充を図り、本市ふるさと納税の魅力を広く発信します。
⑥ 新庁舎の包括的な管理委託のあり方については、財務部と連携しながら検討していきます。

【市民協働・官民連携】

① ふるさと納税返礼品について、より多くの事業者が参加できる体制に変更し、地元の民間事業者による幅広い提案を活用していきます。

※1 ゼロ市債
公共工事の早期発注を目的とした初年度予算零の債務負担行為の設定
※2 余裕期間制度
契約期間内に準備行為のみを行うことが可能な期間（技術者配置不要）を設定することで、受注者による効率的な施工が可能となる制度